

業務委託契約書

株式会社 (以下、「甲」という) と、 (以下、「乙」という) とは、次のとおり、業務委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（総則）

- 1 本契約は、甲乙間の業務委託に関する基本的事項を定めるものであり、甲乙間において取り交わされる全ての業務委託個別契約（以下「個別契約」という）に適用される。
- 2 個別契約の効力は、本契約に優先する。

第2条（個別契約の成立）

個別契約は、委託業務の内容・仕様、業務遂行期間、出力資料その他の成果物の有無・仕様、納期、納入場所、その他委託業務の遂行に必要な条件を明記した契約詳細書面を甲が作成し、これに甲乙が署名捺印することによって成立する。

第3条（役務の提供）

乙は、甲に対し、本契約及び個別契約において定められた委託業務を誠実に遂行する。

第4条（業務委託料等）

- 1 甲は、乙に対し、委託業務の対価として、個別契約で定められた業務委託料を支払う。
- 2 甲は、乙に対し、第1項の業務委託料を、個別契約で定める支払期限までに、乙の指定する金融機関に振り込んで支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（再委託の制限）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

第6条（知的財産権）

乙が委託業務の遂行過程で生成・納品した文章、イラスト等の成果物（以下、単に「成果物」という）について、その知的財産権は甲が取得するものとする。ただし、個別契約で別段の定めがある場合は、この限りでない。なお、乙が本契約に基づく業務遂行の過程で独自に開発し、かつ汎用性を有するノウハウ（以下「乙ノウハウ」という）については、甲は非独占的に使用する権利を有するものとする。

第7条（報告）

乙は、甲からの業務に関する報告要請を受けた際、本業務の履行状況につき、甲が指定する連絡手段で直ちに甲に報告しなければならない。

第8条（納品後の検査）

- 1 甲は、納品後30日以内に、当該納品物を検査し、乙に対して合格または不合格の旨を書面、電子メールまたはメッセンジャーにて通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の検査により納品物につき瑕疵を発見したときは、直ちにその理由を記載した上で乙に不合格の旨を書面、電子メールまたはメッセンジャーにて通知しなければならない。不合格の通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、納品物が検査に合格したものとみなす。
- 3 乙は、検査の結果、納品物が不合格となった場合は、瑕疵修補の所要期間を甲へ通知し、その期間内に無償で瑕疵修補を行う。
- 4 乙は、甲による検査結果に関し、疑義または異議のあるときは、遅滞なくその旨を申し出て、甲乙協議の上解決する。

第9条（瑕疵担保責任）

- 1 甲が、前条の期間の経過後に、納品後の検査においては容易に発見することのできなかった瑕疵を新たに発見したときは、乙は、納品後90日以内にその旨の通知を甲より受領した場合に限り、無償で瑕疵修補を行う。
- 2 前項の通知は、書面、電子メールまたはメッセンジャーにて行わなければならない。

第10条（委託業務の変更）

- 1 甲は、第2条の個別契約に定める委託業務の変更を希望する場合は、当該変更内容、理由等を明記した書面をもって、事前に乙に申し入れるものとする。
- 2 乙は、前項の書面を受領した日から10営業日以内に、当該変更の内容及び変更の可否につき、甲と協議を行うものとする。なお、かかる協議が調わない間、乙は、甲からの作業中止の申入れその他特段の事情がない限り、変更対象となっている委託業務の変更によって影響の及ばない範囲に限り、引き続き委託業務を遂行する。
- 3 前項の協議の結果、委託業務の内容を変更する場合、第21条所定の方式に従って、甲乙双方署名捺印のある書面によってのみ、変更することができるものとする。
- 4 本条第2項所定の協議が調わない場合、甲または乙は、解約を申し出ることにより本契約及び個別契約を終了することができる。この場合の業務委託料の精算については、第15条を準用する。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約または個別契約に基づき直接的または間接的に知り得た相手方当事者の技術上、業務上の情報を機密に保持し、相手方当事者の事前の書面、電子メールまたはメッセンジャーによる承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。なお、本条の秘密保持義務は、本契約または個別契約終了後も2年間継続するものとする。

- (1) 知得する時に、既に公知となっているもの
- (2) 知得する時に、既に自己が有しているもの
- (3) 知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手したもの
- (5) 相手方当事者の機密情報とは無関係に、独自に開発したもの

第11－2条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方またはその役員が暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、その他反社会的勢力に該当する場合、直ちに本契約及び個別契約を解除することができるものとする。なお、解除によって生じた損害については、各自が負担するものとする。

第12条（個人情報保護）

乙及び乙の従業員は、委託業務を行うにあたり知った甲の管理する顧客情報等の個人情報に関して、安全管理に努めるものとする。

第13条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれか1つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を書面、電子メールまたはメッセンジャーにより通知しなければならない。

- (1) 法人の名称または商号の変更
- (2) 振込先指定口座の変更
- (3) 代表者の変更
- (4) 本店、主たる事業所の所在地または住所の変更

第14条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約または個別契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとする。

第15条（中途解約）

甲が本契約または個別契約を中途解約するためには、契約終了希望日の30日前までに、乙に対して書面で申し入れることを要する。この場合、残契約期間の業務委託料は発生しないものとし、甲が乙に対して既に業務委託料を支払い済みの場合は、乙は、甲に対して残期間分の業務委託料を返金する（乙の営業日換算での日割り計算とする）。ただし、成果物のある委託業務においては、乙は、甲に対し、中途解約までの制作状況に応じた合理的な業務委託料を請求することができる。

第16条（契約の解除）

甲または乙は、相手方当事者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。なお、この場合でも、損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約または個別契約の1つにでも違反したとき
- (2) 重大な過失または背信行為があったとき
- (3) 支払いの停止または、仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停、その他これに類する手続の申し立てがあったとき
- (4) 合併、営業譲渡または解散の決議をしたとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
- (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (9) 反社会的勢力に属すると判断されるとき、または、反社会的勢力との関連性が認められると判断されるとき
- (10) 訹謗中傷、攻撃的言動、その他信頼関係を損ねる言動があったとき
- (11) その他本契約または個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

第17条（不可抗力）

インターネット基盤のトラブル・天変地異・戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定・公権力による命令処分・同盟罷業その他の争議行為により、本契約または個別契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、甲または乙はその責に任じない。この場合、履行不能となった部分については消滅するものとする。

第18条（契約終了後の措置）

- 1 甲及び乙は、本契約または個別契約が終了した場合、互いに有する債権債務を確定し、相手方からの請求により速やかにこれを支払い、本契約または個別契約に基づく債権債務関係を清算するものとする。
- 2 本契約終了後も、本条、第11条、第12条、第14条、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定の効力は存続するものとする。

第19条（損害賠償義務）

甲及び乙は、その責めに帰すべき事由によって本契約または個別契約の定めに違反し、相手方に損害を与えた場合には、相当因果関係ある損害を賠償する。

第20条（遅延損害金）

甲又は乙が、本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%（年365日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第21条（契約の変更）

本契約または個別契約の変更は、甲乙の署名捺印のなされた書面による甲乙間の合意によってのみ行うことができるものとする。この場合、当該変更に関する合意は、本契約または個別契約の一部となるものとする。

第22条（管轄合意）

甲及び乙は、本契約または個別契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額に応じて、地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第23条（協議）

本契約または個別契約に定めのない事項、本契約または個別契約の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲と乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第24条（有効期間）

本契約の有効期間は、別途、契約詳細書面に記載された業務遂行期間に準ずる。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上各1通を保有するものとする。

以上

令和 年 月 日

甲 住所
名称
代表取締役

乙 住所
名称
代表取締役